

令和元年度
新規(更新)指定介護保険事業者研修

介護保険事業者 指定基準と報酬体系

(介護予防)訪問入浴介護

和歌山県介護サービス指導室

【目 次】

1	訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	人員基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4	運営基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
5	加算及び減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
6	自主点検調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 6

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生省令第 35 号)	予防基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生省告示第 127 号)	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準 留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老計発第 0317001 号)	予防算定基準 留意事項



